

市立旭川病院機械設備保守管理等業務に係る

公募型プロポーザル実施要領

市立旭川病院

市立旭川病院機械設備保守管理等業務に係る公募型プロポーザル実施要領

市立旭川病院機械設備保守管理等業務の内容並びに同業務に係る公募型プロポーザルの各種手続、要件及び審査等の内容については、次のとおりとする。

第1 目的

市立旭川病院の機械設備保守管理等業務は、通年24時間体制でボイラーなどの機械設備保守管理等の業務を実施しており、治療・診察・入院環境を快適に整えるほか、業務は多岐にわたり、院内業務を円滑に進めるため重要な業務となっていることから、履行能力の高い適正な受託者を評価選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

第2 業務概要

- 1 業務名 市立旭川病院機械設備保守管理等業務
- 2 業務内容 別紙仕様書のとおり
- 3 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで
- 4 予算概要等

この業務に係る予算は、契約期間内198,597,300円（消費税及び地方消費税の額を含む。）となっていることから、業務委託料の積算にあつては予算の範囲内とすること。

ただし、この業務に係る予算が可決・成立しない場合は、今回の企画提案による業務の執行は行わないこととする。また、予算案の減額があつた場合には、仕様等を変更することがある。なお、このことにより、プロポーザル参加者又は受託候補者において損害が生じた場合にあつても、当院はその損害について一切負担しない。

※病院事業の収支状況、また、予算状況により、契約期間の途中で契約を停止することもある。

※本業務に関する予算が議会において否決された場合は、本プロポーザルは無効とする。

第3 契約担当部局

〒070-8610 旭川市金星町1丁目1番65号 市立旭川病院 外来棟3階

事務局経営管理課管理係

電話 0166-24-3181（内線5516）

FAX 0166-27-8505

e-mail h_keieikanri@city.asahikawa.hokkaido.jp

第4 参加資格要件

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1)旭川市物品購入等競争入札参加資格の取扱品目番号「3024」（冷暖房・空調設備保守管理）において、格付がA等級、かつ地域区分が51又は53で登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (3) 公募の日から参加表明書提出日までのいずれの日においても、市立旭川病院競争入札参加資格者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあつては更生手続開始の決定、民事再生法にあつては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (5) 小型ボイラー取扱業務特別教育以上の資格を取得している者を有していること。
- (6) 丙種危険物取扱免許又はこれ以上の資格を取得している者を有していること。
- (7) 他に当該公募に応募する系列企業（資本関係又は役員が同一）がないこと。

第5 参加表明手続

1 参加表明書の提出

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び資料（以下「参加表明書等」という。）を提出しなければならない。

なお、期限までに参加表明書等を提出しない者又は参加資格要件に該当しないと認められた者は、このプロポーザルに参加することができない。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書
- イ 有資格者名簿と免状等の写し
- ウ 定款及び役員名簿
- エ 令和4年度決算関係書
- オ 同類業務の履行実績が確認できる関係書類（契約書及び仕様の写し等）
- カ その他必要と認める書類

(2) 提出期限 令和5年12月13日（水）午後4時30分

(3) 提出場所 第3に同じ。

(4) 提出方法 持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

2 参加資格の確認等

(1) 参加資格要件の確認及び企画提案書提出要請

第4に定める参加資格要件に該当するか確認を行い、令和5年12月15日（金）までに次に掲げる事項を記載した確認結果通知書を通知する。併せて参加資格要件を有する者に、企画提案書の提出を要請する。

ア 参加資格を有すると認めた者にあつては、参加資格がある旨及び企画提案書の提出を要請する旨

イ 参加資格を有しないと認めた者にあつては、参加資格がない旨及びその理由並びに所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) (1)のイの通知を受けた者は、その理由について、次のとおり書面（様式は任意）により旭川市病院事業管理者（以下「管理者」という。）に対し説明を求めることができる。

ア 提出期間 令和5年12月19日（火）までの休日を除く、午前9時から午後4時

30分まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参又は郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。

(3) 管理者は、(2)の説明を求められたときは、令和5年12月21日(木)までに説明を求めた者に対し理由説明書を通知する。

第6 企画提案書作成要領

企画提案書の提出を要請された者(以下「企画提案者」という。)は、次に定めるところにより企画提案書を作成し、提出するものとする。

1 提案内容

企画提案は、次の事項について提案すること。

- ・本業務履行に際し基本的な考え方について
- ・業務実績について
- ・人員配置について
- ・業務履行体制について
- ・事故・災害・緊急時の危機管理体制とリスク管理について
- ・労働安全衛生対策について
- ・省エネルギー対策について
- ・従事者の育成及び研修について

2 企画提案書の書式

企画提案書に次の書類を添付して行うこと。

- (1) 企画提案書別紙
- (2) 業務に係る事業費積算内訳
- (3) その他必要な書類

3 記入上の注意事項

- (1) 企画提案書別紙の記入枠を超える場合は、次ページであることがわかる別紙で記入すること。
- (2) イラスト及び写真の使用も可。

4 提出方法等

- (1) 提出期限 令和5年12月27日(水)午後4時30分
- (2) 提出場所 第3に同じ。
- (3) 提出方法 持参及び郵送によること。電子メール又はファクシミリによるものは受け付けない。
- (4) 提出部数 10部(正本1部、副本9部)

5 企画提案書等の著作権等の取扱い

- (1) 企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (2) 市立旭川病院は、プロポーザル方式の手續及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (3) 市立旭川病院は、企画提案者から提出された企画提案書等について、旭川市病院事業

管理者の所管に係る旭川市情報公開条例施行規程（平成21年旭川市病院事業管理規程第12号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。

第7 質疑応答等

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成について質問がある場合においては、次のとおり質疑応答書により提出すること。

ア 提出書類 質疑応答書

イ 提出期間 令和5年12月21日（木）までの休日を除く、午前9時から午後4時30分まで

ウ 提出場所 第3に同じ。

エ 提出方法 電話連絡の上、ファクシミリにより提出すること。

(2) (1)の質疑応答書は、質問者及び回答日において参加表明書を提出している者全てに対し、ファクシミリにより回答するものとする。

第8 現場説明会

現場説明会は希望者へのみ実施する。希望される場合は（ただし、1者最大2名まで）事前に事務局まで電話にて連絡すること。

第9 失格事項

次のいずれかに該当した者は、その者を失格とする。

(1) 参加資格要件を満たしていない者

(2) 提出書類に虚偽の記載があった者

(3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった者

(4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った者

第10 企画提案の審査方法及び評価基準

1 審査会の設置

企画提案の審査、評価及び特定を行うため、市立旭川病院機械設備保守管理等業務プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 ヒアリング等の実施

審査会において、提案内容をより理解するため、次のとおり企画提案書に係るプレゼンテーションを受け、ヒアリングを行う。

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑10分の計30分とする。

イ 企画提案追加資料の配付は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。なお、プレゼンテーション会場備え付けのプロジェクタの使用も可能とするが、その際は接続するパソコンを各自で用意すること（接続コネクタ形状は、D-Sub15又はHDMIのいずれか。音声出力は不可。）。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、企画提案書の審査、評価及び特定から除外する。

オ ヒアリング等は非公開とする。

(2) 実施日時及び場所

第5で示した、企画提案書提出要請時に併せて通知する。なお、ヒアリング等を行う者を選定した場合には、別途、実施日時、実施場所及び選定結果を通知する。

3 審査項目及び評価基準

企画提案書及びプレゼンテーション等により、次の審査項目について、別紙で示す評価基準に基づき審査及び評価を行う。

企画提案は、次の事項について提案すること。

(1) 本業務履行に際し基本的な考え方について

(2) 業務実績について

(3) 人員配置について

(4) 業務履行体制について

(5) 事故・災害・緊急時の危機管理体制とリスク管理について

(6) 労働安全衛生対策について

(7) 省エネルギー対策について

(8) 従事者の育成及び研修について

4 受託候補者の特定

審査会において、3の審査及び評価により、各委員の評価点の合計を加算し順位を付け、最も評価点の高い者を、審査会の合議の上、受託候補者として特定する。この評価点については、審査項目ごとに最高点及び最低点をつけた委員の点数を除くものとする。ただし、同一の審査項目において最高点又は最低点をつけた委員が複数となったときは、それぞれいずれか1名の委員の点数を除くものとする。

また、評価点の合計が同点となる者が2者以上あるときは、審査会の合議により順位を決定する。

なお、次式による合格基準点を設けることとし、合格基準点に満たない場合は選定しないものとする。

$$\cdot \text{合格基準点} = 60\% \times (\text{委員の人数} - 2)$$

※参加希望者が1者のみであっても、プロポーザルが成立することとし、審査及び選定を行うこととする。

5 審査結果の通知

(1) 受託候補者を特定したときは、速やかに企画提案者全者に対し、次の事項を通知するものとする。

ア 受託候補者

イ 評価点数

ウ 受託候補者にあつては、今後の契約手続の旨

エ 受託候補者とならなかった者にあつては、その理由及び所定の期限までに理由について説明を求めることができる旨

(2) 受託候補者とならなかった者が、その理由について説明を求める場合は、次のとおり

書面（様式は任意）により行うことができる。

ア 提出期間 (1)の通知があった日から7日以内までの土曜日及び日曜日を除く、
午前9時から午後4時30分まで

イ 提出場所 第3に同じ

ウ 提出方法 持参によること。郵送，電子メール又はファクシミリによるものは受け
付けない。

(3) 管理者は，(2)の説明を求められた日から7日以内までに説明を求めた者に対し理由説
明書を通知する。

6 審査結果の公表

受託候補者を特定したときは，次の事項を公表するものとする。

(1) 受託候補者

(2) 評価点数

第11 契約に関する基本事項

1 契約の締結

受託候補者と当該業務について協議を行い，内容について合意の上，当該業務仕様書を作成するものとし，その仕様書に基づく見積書を徴取し随意契約の方法により契約を締結する。ただし，受託候補者が第9のいずれかに該当したことが判明した場合は，契約しないことがあるほか，契約締結後においても，市立旭川病院は催告を要せず契約を解除できるものとする。なお，これらにより受託候補者又は契約の相手方に損害が生じた場合にあっても，市立旭川病院は一切の損害を負担しない。

2 契約保証金

要する。ただし，市立旭川病院契約規程第25条のいずれかの規定に該当する場合は免除する。

3 契約書作成の要否 要する。

4 支払条件 毎月後払いとする。

第12 その他

1 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 参加表明及び企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は，提出者の負担とする。

3 提出された書類は返還しない。

4 提出された書類は，提出した者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。

第13 スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは，次のとおりである。

実施内容	実施期間又は期日
参加表明書の提出	令和5年11月24日（金）から令和5年12月13日（水）まで
参加資格要件確認結果通知 及び企画提案書提出要請	令和5年12月15日（金）

企画提案書の提出	企画提案書提出要請日から令和5年12月27日（水）まで
ヒアリング等	企画提案書提出要請と併せて通知 (令和6年1月上旬を予定)
企画提案書審査結果の通知	令和6年1月中旬予定
契約締結	令和6年3月下旬予定